

○羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の兼業等に関する 事務取扱規程

平成元年6月1日規程第2号

最終改正 令和4年7月11日規程第3号

(趣旨)

第1条 この規程は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条及び営利企業等の従事制限に関する規則（昭和27年東京都人事委員会規則第2号）の規定に基づき、東京都教育委員会を任命権者とする羽村・瑞穂地区学校給食組合（以下「組合」という。）に勤務する常勤の職員（以下「職員」という。）が営利企業等に従事する場合の許可等に関する事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(兼業等の定義)

第2条 この規程において、「兼業等」とは、次に掲げる場合をいう。

- (1) 営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員に就任すること。
- (2) 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。
- (3) 報酬を得て、何らかの事業又は事務に従事すること。
- (4) その他、職員が組合教育委員会が認める職につき、又は従事すること。

(兼業の許可)

第3条 職員は、前条に掲げる兼業を行おうとする時は、あらかじめ別に定める様式により申請し、兼業の許可を受けなければならない。

(兼業の許可権者)

第4条 前条に規定する兼業の許可は、組合教育委員会教育長（以下「教育長」という。）の職にある者（以下「許可権者」という。）が行う。

(兼業を許可しない場合)

第5条 許可権者は、申請に係る職員が、次の各号に一に該当する場合は、兼業の許可をしないものとする。

- (1) 兼業のため時間を割くことによつて、職務の遂行に支障をきたすおそれがあると認めるとき。
- (2) 兼業による心身の疲労のため、職務の遂行上その能率に悪影響を与え

ると認めるとき。

(3) 兼業しようとする団体等との間に、許可、認可、検査、工事の請負、物品の購入等について関係があるとき。

(4) 兼業しようとする団体等及びその役員等が、組合等と密接な関係にあり、組合の運営上好ましくないと認めるとき。

(5) 兼業しようとする団体等の事業又は事務に従事することによつて、公務員としてその職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となると認めるとき。

(許可の取消し)

第6条 職員が第3条の規定により兼業の許可を受けた後、前条の規定に該当するに至つたときは、許可権者は、許可を取消すものとする。

(営利企業以外の団体の役員等の職で兼業等に該当しない職への就業)

第7条 第2条に掲げるもののほか、組合職員が、地方公共団体又は公益団体において、法令、条例、定款、寄付行為その他の規約で定める役員等に就任する場合は、教育長が別に定めるものを除き、あらかじめ承認を受けなければならない。

(職務に専念する義務の免除との関係)

第8条 職員が第3条及び前条に規定する兼業等の承認を受けた場合で当該事業等が羽村・瑞穂地区学校給食組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和47年条例第4号)の規定に該当するときは、職務に専念する義務の免除の許可権者は、教育長が別に定める基準により職務に専念する義務を免除することができる。

2 職員が第3条の規定により兼業等を承認された場合は、職務に専念する義務の免除の許可権者は、地方公務員法第35条の規定により職務に専念する義務を免除することができる。

3 前2項の規定により職員が職務に専念する義務を免除された場合の給与の減額の免除については、学校職員の給与に関する条例施行規則(昭和37年東京都教育委員会規則第28号)第6条の2に定めるところによる。

(この規程に関し必要な事項)

第9条 この規程について必要な事項は、教育長が定める。

付 則

この規程は、平成元年6月1日から施行する。

付 則（令和4年7月11日規程第3号）

（施行期日）

1 この規程は、令和4年7月11日から施行する。

（経過措置）

2 この規程の施行の際この規程による改正前の様式で現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号

兼 業 許 可 等 申 請 書

羽村・瑞穂地区学校給食組合

教育長 宛

下記のとおり兼業したいので申請いたします。

年 月 日

申請人

所 属		本務の職務内容
職 名		
氏 名		
兼業先について		
団 体 名		
団体の主な事業内容		
役 職 名		
従 事 職 務 内 容		
報 酬		
必要とする時間		
予 定 期 間	年 月 日～ 年 月 日 (新規・継続)	
申 請 理 由		
そ の 他 の 兼 業		
所属長意見 (本務への影響等について記すこと)		
所属長氏名		

様式第2号

第
号

年 月 日

殿

羽村・瑞穂地区学校給食組合
教育長 印

兼 業 許 可 に つ い て

年 月 日申請のあつた標記のことについて、下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお、申請職員には、貴職から通知されたい。

記

1 申請職員
所 属
職・氏名

2 申請に対する取扱い

ア 許可する。

ただし、期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。

イ 許可しない。

ウ 許可を取り消す。

3 特記事項